

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成19年12月20日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	中 村 定 志	議員	4番	杉 浦 光 男	議員
5番	榊 原 杏 子	議員	6番	山 盛 左 千 江	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	山 田 英 明	議員	10番	村 山 金 敏	議員
11番	石 橋 敏 明	議員	12番	伊 藤 清	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	一 色 美 智 子	議員
15番	松 山 廣 見	議員	16番	平 野 敬 祐	議員
17番	安 井 明	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	矢 野 清 實	議員	20番	坂 下 勝 保	議員
21番	月 岡 修 一	議員	22番	石 川 清 康	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 嶌 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 嶌 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋芳行君 企画政策課長 横山孝三君
兼下水道課長
財政課長 加藤隆之君 代表監査委員 古橋洋一君
監査委員事務局長 近藤伸之君

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 51 号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について

議案第 52 号 市道の路線廃止について

議案第 53 号 市道の路線認定について

議案第 54 号 豊明市長期契約を締結することができる契約を定める条例の制定
について

議案第 55 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第 56 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について

議案第 57 号 豊明市乳幼児医療費支給条例の一部改正について

議案第 58 号 豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部改正について

議案第 59 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正につ
いて

議案第 60 号 豊明市火災予防条例の一部改正について

議案第 61 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び規約の変更について

議案第 62 号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の
減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 63 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

議案第 64 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ
いて

議案第 65 号 平成 19 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ
いて

議案第 66 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第 67 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第4号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

請願第5号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める請願

請願第6号 看護職員確保法の改正を求める請願

請願第7号 消防署南部出張所の建設予定地の見直しを求める請願

(4) 意見書案第6号 地方法人二税の見直しに関する意見書

意見書案第7号 都市再生機構住宅居住者の居住の安定に関する意見書

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

平野敬祐議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、意見書案第6号及び意見書案第7号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

各常任委員会に付託しておりました陳情第6号から陳情第8号までの3件の陳情について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果について各委員長より報告を願います。

初めに平野敬祐総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.5 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

議長よりご指名いただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました陳情第8号 法人二税見直しに関する陳情の審議内容と結果についてご報告申し上げます。

去る12月12日午前10時より開催されました総務文教委員会において、付託議案の審議終了後に、本陳情を審議いたしました。

当局より、地方法人二税の見直しを実施された場合には、試算であるが、愛知県の減収額は800億円になるとの説明がありました。

説明の後、質疑・討論に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、全会一致にて採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情第8号の審議経過と結果のご報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて山田英明厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.7 ○厚生常任委員長(山田英明議員)

それでは、議長のご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました陳情第6号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情についての審議経過と審議結果をご報告いたします。

平成19年12月13日、厚生常任委員会において付託議案終了後に、同陳情を審議いたしました。

介護保険の口腔ケアの実施状況はの質疑に対して、口腔ケアの参加者は16名ですとの答弁があり、歯科医師による訪問はあるのかの質疑に対して、在宅歯科診療は実施していますが、歯科医師会でも人数は把握しきれていませんとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

実態では特別な診療の件数は少ない。高齢者の歯科診療は今後重要になってくる。受けやすい歯科診療の意見書提出について採択とします。

市の負担、国保の問題、また予算との絡みもあり、不採択としますなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第6号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました陳情第6号についての審議経過並びに審議結果の報告を終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.9 ○経済建設常任委員長(平野龍司議員)

議長よりご指名をいただきましたので、経済建設常任委員会に付託されました陳情第7号 国会付帯決議の全面実現のための意見書提出を求める陳情についての審議内容と結果についてご報告いたします。

去る12月14日開催されました経済建設常任委員会において、付託議案の審議終了後に、同陳情の審議をいたしました。

当局より、従前の日本住宅公団から都市再生機構に移行された際の附帯事項については承知しているが、豊明団地に関しては聞いていないとの説明がありました。

質疑に入り、昭和30年代からが対象になっているが、豊明団地は昭和40年代だが、どいう方向かとの問いに、計画されているのは承知しているが、豊明団地は昭和40年代であり、情報では30年代からと聞いている。実質的な計画は聞いていないとの答弁でした。

質疑を終結し討論に入りました。

市内には昭和40年代に完成した豊明団地、豊明栄団地、パルネス前後の3つの団地がある。平成15年に都市基盤整備公団から都市再生機構へ移行した際に、国会で居住者との信頼関係を尊重することと、居住者の居住の安定が附帯事項に盛り込まれ、その事項を尊重するように採択に賛成する。

最近、20万戸の制限計画も出ている。豊明団地も該当する可能性があり、新しく建てかえ、家賃が高くなる可能性もあるので、採択に賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第7号は全会一致により採択すべきと決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審議経過と結果の報告を終わります。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情3件について順次、採決に入ります。

初めに、陳情第6号について採決を行います。

陳情第6号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、陳情第6号についてお諮りいたします。

陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、陳情第6号は不採択と決しました。

続いて、陳情第7号について採決を行います。

陳情第7号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第8号について採決を行います。

陳情第8号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第51号から議案第67号までの17議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果について、それぞれ各委員長より報告を願います。

初めに平野敬祐総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.14 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

議長よりご指名いただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果についてご報告申し上げます。

去る12月12日午前10時より総務文教委員全員と市長以下関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

最初に、議案第51号 土地改良事業に伴う字の区域の変更についてを議題としました。理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑と答弁は、山田地区土地改良事業の換地が終わって、市の持ち分はどれだけになるか。借地していた部分はどういう取り扱いになるかの問いに、市の持ち分は、3.62ヘクタールのうち、道水路0.37ヘクタールとグラウンド1.02ヘクタールであります。その他

は承知していませんと答弁がありました。

新旧図を比較すると、道路が新しい字界を真っすぐに行けない理由はの問いに、土地改良事業対象区域には道路が入っていないので、このようになりましたと答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

議案第 51 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 54 号 豊明市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題としました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑と討論は、役務提供の随意契約のうちの内容は、自治法上の解釈で私法上の契約と公の契約を整理することは考えたか。リースをかけるのに、次年度切りかわるのは何件か。一体でリース契約しているもので、ソフト等、無体財産は対象とならないという解釈があるが、どうかの問いに、役務提供の随意契約は、現在は環境課のものがほとんどで、資源ごみ回収、一般廃棄物収集、汲み取り等で、文化会館には舞台管理があります。私法上の契約は、公であってもしているので、分割の解釈はしていません。リースの想定件数は約 25 件と思われる。著作物についての検討はしていないが、事案が発生した場合は十分検討していくと答弁がありました。

私法及び公法上の関係では、委託のごみ業務はなじまないか。著作物は他市では明記しているところもあり、ソフト開発したもので豊明市用で著作があるが、そのあたりはどうかの問いに、ごみ収集は随意契約の例として挙げたが、所管課と検討して行っていくことになる。再リースは単年度契約が基本であり、5年で償却するのが一般的であるので、なじまないと考えている。ソフトウエアについては含めていきたいと考えている。要領の中身は、総務課、財政課及び出納室で運用を含め、当初予算にどの委託業務を該当させていくか決めていきたい。

自治法と施行令に基づいて提案されているが、今までは基準なしで行ってきたのかの問いに、従前も施行令の中にあるものは長期契約を行ってきた。今回は、その中に追加されたものを受けて条例を定めるものであると答弁がありました。

豊明市は他市より後発で条例を制定するが、もっと詳しいものができなかったのか。予算書等に載せる予定はあるか。長期契約の判断は所管課と聞くと、適・不適のばらつきがないように1カ所でできないか。リスクと対策はあるかの問いに、長期契約を当初予算書に明記することは不可能と思うが、予算説明時に概要書に記載したり、口頭で説明するとかは考えられます。決算時には、主要施策の実績報告書に明記をしていきたいと考えています。長期契約の判断は、まずは所管課で判断を行い、そして財政課と詰めていくこととなります。リスクとして想定される案件はあるが、契約事務の中で入札等通知書や契約書に契約を解除する旨を周知させること等で対応して、変更等があれば出来高で支払ったり、残期間は随意契約で対応するなどして、市民サービス低下を招かないよう配慮しなければならないと思いますと答弁がありました。

以上で質疑を終結し討論に入りました。

シンプルな条例で要領も示されない。要領をしっかりとつけてほしい。要領をよく研究して、しっかり効果を上げてほしい。議会、市民に対しての説明方法をしっかりと工夫することを強く要望して、賛成討論とする。

賛成討論をする。メリットが生まれるものについて精査し、契約してほしい。市民にわかるように工夫することを要望し、賛成する。

契約が長期であっても、実際の運用は条例遵守で行うよう願って賛成すると討論がありました。

採決の結果、議案第 54 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 56 号 豊明市事務分掌条例の一部改正についてを議題としました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑と答弁は、今回の機構改革によって、それぞれの体制の人数及び異動については、いつごろ示されるのか。窓口の移動はどの程度発生するか。事務分掌上の問題が発生していないか。例えば、目玉事業の循環型事業についての検討をしたかの問いに、新体制は年度末の人事異動で行う。窓口の移動はありませんので、市民に迷惑はかかりません。循環型事業は現行体制で対応できると判断しています。

下水道課がなくなるが、今後の対応は十分かの問いに、公共下水道については、市街化区域が完了し、それ以外は当面見合わせる方針となったので縮小した。係は下水道係と業務維持係の2係で、現行体制と変わりがない。

4年前の機構改革の際は、異動を早目に発表したのが、職員公募はするのかの問いに、異動については、これから検討していくが、決まってはいませんと答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、大きな機構改革である。職員によく説明し、異動の内示は早く、職員公募も早く検討して実施するよう要望し、賛成討論とする。

討論を終結し採決の結果、議案第 56 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 60 号 豊明市火災予防条例の一部改正についてを議題としました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 60 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 61 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題としました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 61 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 63 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管部分についてを議題としました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑と討論は、派遣職員負担金について、当初どれだけを見込み、県からの人の職階は、役割は、ルールとかはあるのか。小学校費の建物賃借料について、プレハブは何教室で来年分は丸々か。何が要因で足りなくなったか。福祉体育館等施設工事費について、現在の事務室はどうなるのか。今後の管理体制はどうかの問いに、派遣職員負担金の増は、現在2名いるが、今年から来た1人分の補正増で、3分の2の市負担分であります。ルールは、本市が職階、仕事内容等を要望し、本市の要望が先行していく。小学校費の建物賃借料については、中央小学校にプレハブ3教室を予定している。期間は5年を計画。要因は、平成 20 年度から小学校2年生までを 35 人学級にするためのクラス増によるもの。福祉体育館等施設工事費については、現在の事務室は体育指導委員会、体育協会、レクリエーション協会の備品保管と、若干の作業ができるようなスペースになる。体育課の体制は現行、日・月休みであるが、日・祝日も出勤することになると答弁がありました。

福祉体育館等施設工事費で、現在の事務室の工事はしないのか。中央小学校のプレハブの件について、多目的スペースの活用はできないのかとの問いに、事務室の工事は今のところは考えていない。中央小学校の平成 17 年度の増築は、まずもって耐震化と多目的スペースの確保であった。したがって、必要最小限の普通教室しか確保をしていません。

中央小学校は、児童数増を見込んで建築したと思うが、3年足らずでこういう事態を迎えた。今後はどうかの問いに、中央小学校の 17 年度増築は、必要最小限の建築をした。木造校舎の 11 教室を取り壊して、新校舎に8教室を確保した。元の管理棟の職員室等3つを普通教室に転用した。緊急避難的に第2音楽室と第2理科室の特別教室も転用したと答弁がありました。

国の補助関係もあるが、なぜ見込むことができなかつたか。他校でも厳しい状況はあるか。多目的スペースを活用してもいっぱいはいっぱいかの問いに、他の学校では普通教室が不足する問題は起きていない。多目的スペースは少人数指導、学年集会、合唱会等のためにつくつたので、普通教室をはめることは考えていない。中央小学校区に大規模マンションができることが判明したのは、平成 18 年度でしたと答弁がありました。

派遣職員負担金について、県職員はどういった職階で、職務内容は。福祉体育館等施設工事費でLAN工事とのこと、インターネット予約はどこで行うのかの問いに、県派遣の職員は、1人は社会福祉課の課長補佐で社会福祉関係を、1人は建設部次長で都市計画課と土木課を所管しています。

体育課の事務室は、施設管理協会のいた事務室に移転します。インターネット予約はそこで行うと答弁がありました。

消防施設設置事業の手数料について、南部出張所の建築確認申請とのこと、いつごろ申請するのか。予算が決定してからでよいのではないか。事業計画が決定してからでどうかの問いに、来年2月には確認申請を出したいと考えている。当初予算で考えていたが、建築基準法の改正により、確認申請に時間がかかり、適正工期が確保できないと判断されるため、補正予算で計上したと答弁がありました。

県派遣の職員の期間はの問いに、2年の契約ですと答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、厳しいやりくりをしているのに急な予算が多い。中央小学校のプレハブについては、説明を聞いても、増築してすぐに普通教室が不足するのは、見込みが甘かった部分もあると言わざるを得ない。不可避なこととは思わないが、学区の見直し、学校選択制など見通しの甘い部分がかいま見える。計画行政というならば、心してほしいことを要望し、子どものためでもあるので賛成とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 63 号のうち本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 67 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題としました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

公務員給与は6年ぶりにプラスとなったが、公務員給与はそもそも人事院勧告が果たす役割があり、下がってきた部分を取り戻していないことを指摘しておく。人事院勧告は公務員のみのものではなく、民間にも波及していくものである。優秀な人材が集まってくるよう要望し、賛成討論とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 67 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案についての審議経過と結果のご報告を終わります。

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて山田英明厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.16 ○厚生常任委員長(山田英明議員)

それでは、議長のご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました議案についての審議経過と審議結果をご報告いたします。

平成 19 年 12 月 13 日午前 10 時より、全厚生常任委員と市長並びに関係職員出席のも

と、委員会を開催いたしました。

最初に、議案第 55 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な質疑、答弁について報告します。

保険料の徴収対象者数はこの質疑に対して、4,900 人で、うち国保、4,200 人、社会保険の方が 700 人ですとの答弁がありました。

事務量が増えると思うがこの質疑に対して、徴収事務に携わることとなり、その分、事務量が増えることになるとの答弁でした。

本市の保険料は幾らになるのか。2年ごとに保険料が変更になるが、連合会から保険料の推移についての連絡はあったのかとの問いに対し、国保で平均 11 万円、後期高齢で 10 万円になる計算で、2年ごとに見直し。医療費が上がれば保険料も上がると聞いていますとの答弁でした。

附則第 2 条の内容はこの質疑に対して、保険料の緩和措置で、社会保険加入者は段階的に保険料を上げていきます。6カ月間は無料、その後6カ月間は1割負担、その後1年間は5割負担となりますとの答弁でした。

質疑を終結し討論に入り、後期高齢者医療そのものに反対である。徴収事務が増え、保険料が今後上がり、特殊な人の減免が厳しくなる。市の負担が増えることが理由との討論がありました。

ここで、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 55 号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 57 号 豊明市乳幼児医療費支給条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、対象者は。新たな費用は幾らかの問いに対し、対象者は約 4,400 人。入院は1万 500 人、通院は 6,600 人です。費用については、1億 2,500 万円が市の持ち出しとなりますとの答弁でした。

第 8 条の第三者行為についての適用に関して、医療機関とスムーズにいつているのかの問いに対して、交通事故であれば医療機関から連絡がありますなどの質疑、答弁があり、ここで質疑を終結し、討論に入り、子どもを育てていく上で金銭的、精神的な負担を緩和することができるので賛成とします。

大変喜ばしいことである。少子化に歯どめがかかればと思い賛成。

少子化対策の一環、子ども医療の拡充、また財源の手当てが今回確保してあり賛成とします。

利用しやすい制度にしてほしい。賛成とするなどの討論がありました。

ここで、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 57 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 58 号 豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部改正についてを議題

といたしました。

理事者の説明の後、質疑・討論に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第 58 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 59 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

対象者数は、費用は幾らか。3級の入院費は幾らかの質疑に対して、受給者証発行は 213 人。対象者は 506 人です。費用は 18 年度末で 2,800 万円。3級の入院費は推計で 110 万円ほどですとの答弁でした。

3級までの入院費の補助は、2分の1のままかの質疑に対して、費用は入院で 850 万円。県が2分の1、市が2分の1の補助ですとの答弁でした。

ここで、質疑を終結し討論に入り、賛成します。入院すれば期間が長くなる。医療費の負担が軽減され、よいことである。3級は通院がほとんどであり、入院についても検討してほしいとの討論がありました。

ここで、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 59 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 62 号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題としました。

理事者の説明の後、質疑・討論に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第 62 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 63 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑として、児童手当が1万円になる対象者数は。保育人件費で育休の人数は。成人病診断等委託料について、ミニドック及び基本健診の人数はの問いに対し、育休は7人、年間ベースに換算して5人弱です。児童手当は 10 カ月、延べ1万 4,792 人。基本健診・がん検診がセットで、当初 2,000 名でしたが、300 名の増加が見込まれるためとの答弁でした。

後期高齢者医療広域連合負担金の合計金額は。また、増額の理由は。歳入で宝くじからの助成は引き続きあるのかの質疑に対し、負担金の合計金額は 1,117 万 9,000 円です。宝くじからの助成については、初期導入、電算費用で、今後も助成があるとは聞いていません。負担金増額の理由は、流動的な部分があり、電算で5億円と推定していましたが、8億円となり、その分が増額になりました。負担割合は 0.94%ですとの答弁でした。

資源ごみ回収委託料の減額理由はの問いに対し、業務の見直しを行い、作業効率を上げるとともに、人件費を下げたための減額補正をするものですとの答弁でした。

医療事務委託料の増額理由は。条例改正によるものなのかの質疑に対し、子ども・精

神・後期高齢者医療のシステム改修で 596 万 4,000 円、受給者証の申請・事務委託で 316 万 7,000 円です。

後期高齢者の方は県が見直しをして、助成するものです。初期投下は、制度が変わらないので、このままですなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

後期高齢者医療について、電算の予算が5億円から8億円になり、自治体の負担が増えたことに驚いた。育休について、当初では把握できない、臨時職員を見込んでいたのか、厳密にやっていただきたい。資源ごみの回収委託料の減額については評価する。うまく財政を運営していくことを要望し、賛成としますとの討論がありました。

ここで、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 63 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 64 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

保険税計算事務委託料について、国・県からの補助はあるのか。連合会の費用負担について、事務費の持ち出しはあるのかの質疑に対して、保険税の減額については国が対応します。その後の電算費用については、承知していません。事務費については、市の持ち出しとなりますとの答弁でした。

質疑を終結し討論に入りました。

賛成します。後期高齢者医療について徴収事務の負担が見えてきた。また、職員への負担もあり悪影響を及ぼしてくるとの討論がありました。

ここで、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 64 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 66 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題としました。

本案件については、本会議場で提案説明を既に受けており、説明を省略し、質疑に入りました。

介護予防特定高齢者施策事業について、チェックリストをいつ発送し、いつ回収するのか。来年度の事業に向けての準備か。事業全体の流れを説明願いたいとの質疑に対して、2月に 65 歳以上の方にチェックリストを発送し、返信していただいた中から、来年度の特定健診に合わせ判断し、6月までに受診券を送ります。その後、介護事業に展開していきますとの答弁でした。

ここで、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第 66 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案についての審議経過と審議結果の報告を終わります。

No.17 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.18 ○経済建設常任委員長(平野龍司議員)

議長よりご指名をいただきましたので、経済建設常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果について報告いたします。

去る12月14日午前10時より、経済建設常任委員全員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

議案第52号 市道の路線廃止についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第52号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第53号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 平成19年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

質疑に入り、商工費の増加についての問いに、4月の人事異動による給料の差との答弁でした。

次に、都市計画費の公園事業費の増加についての問いには、公園の街路灯で、新設が井ノ花公園始め4カ所、器具の交換が荒巻水辺公園始め4カ所の費用との答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第63号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 平成19年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

総務管理費の財源内訳その他のマイナスは、財源の振り替えかとの問いに、一般会計の繰り入れから繰越金に振り替えたものとの答弁でございました。

次に、前年度繰越金が増えたのは、繰越金の中から必要な予算額を抜き出したのか、

後ろに隠れている繰越金は幾らかの間に、18年度の繰越金は一部残っている。残りは3月補正で計上するとの答弁でした。

以上で質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第65号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審議経過と結果の報告を終わります。

No.19 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第51号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第51号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.21 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第52号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第52号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第53号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第53号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 54 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。榊原杏子議員。

No.24 ○5番(榊原杏子議員)

議案第 54 号 豊明市長期継続を締結することができる契約を定める条例の制定について討論をいたします。

自治法改正に伴い、2年以上も前から各地で同名の条例がつくられ、運用をされてきており、条例の条文も運用の範囲の定めもさまざまなものがあります。こうした参考にすべき他市町の事例も既にたくさんある中で作成された当市の条文が、1番といってもいいほどシンプルな内容のものになっており、最低限のことしか書かれていないことは、とても残念に感じました。

長期継続契約という方法は、可能になったとはいえ、あくまで例外的に行うものであり、安易に適用範囲を広げてしまえば、取り返しのつかないことにもなりかねないものです。

そのため、額や継続年数の上限、どういう業務に適用するのかなど、範囲をきちんと定めて、濫用を防ぐ必要があり、他市町の条例を見れば、そのように年限を明記したもの、一定額以上は債務負担を設定するとしたもの、具体的に長期契約をする業務を列挙してあるもの、長期にしなければ支障が明らかなものだけとうたうものなど、条例の中にきちんと定めたものが数多く見つかります。

当市の場合、来年度に間に合わせるために余り時間がなく、近隣のものを見て、とりあえず最大公約数的なものをということで、細かい内容については運用要領の中に定め、その要領についてはこれから詰めていくということでしたが、なぜここまで2年以上も条例を設けずにきておいて、突然、来年度に合わせるから時間がない、シンプルな条文でというふうになるのか、納得しがたい部分がありました。

契約の適用範囲について今は示されず、享受するメリットも明確にはならず、さまざまなリスクに対する回避策もわからないまま、この条例を認めることは大変困難ではありますが、本会議、委員会の質疑を通じて、運用要領の中には範囲について細かく定めること。予算や決算の資料の中に、きちんと長期契約のものをわかるように表示することなどを、お約束をいただきましたので理解を示し、賛成の立場をとることといたしました。

なお、期待される財政面での効果についてですが、鳥取県がいち早く取り組んだ例として、従来、各課ごとに随意契約をしていたコピー機のリースを、142台を一括3年間の入札にかけたところ、単年度当たり1億6,000万円だったものが、3,000万円にまで下がったという話が有名です。

それを聞いた広島県でも同様に行って、72%の節減につながったなどの報告があり、当

市でもこのように大きな経費節減につながるよう期待をしております。

ただし、法や条例の解釈で長期継続契約にすることが可能か不可能か、あるいは適切か不適切かの判断も難しい場面もあり、中には問題となったケースもあるようですので、委員会で指摘した点も含めまして、くれぐれも誤りのない運用をしていただくよう要望いたしまして、討論といたします。

No.25 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 54 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 55 号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、山盛左千江議員。

No.27 ○6番(山盛左千江議員)

議案第 55 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例に対して反対の討論をいたします。

本条例のもとである後期高齢者医療制度には、さまざまな問題があります。その点を指摘しながら、反対の理由を申し上げます。

この制度は、75 歳以上の最も医療を必要とする高齢者ばかりを対象にした制度です。18 年度における老人保健の1人当たりの医療費は 84 万円にも及び、国保の約 2.5 倍です。75 歳になれば、ほとんどの人が年金が唯一の収入源でしょう。所得の少ない高齢者ばかりを集めて、制度が維持できるとはとても思えません。

この制度は個人単位の加入となるため、サラリーマン世帯の扶養家族であったお年寄りも、国保の世帯からもちぎれて、個々に保険料を負担しなければなりません。社会保険の扶養者であった方が、今回、後期高齢者の対象になる人数は、約 560 人だと答弁もありました。

参議院選の惨敗から、政府は批判を回避するため、こうした方々に激変緩和措置として、20 年度の前半は負担なし、後半は 10%、21 年は半額としましたが、2 年後には保険料の徴収が始まります。生活への影響は避けられるものではありません。

その上、保険料は原則、年金から天引きされます。お年寄りはお金を持っていると言われるますが、月の収入が 18 万円以下で、普通徴収の方は約 1,000 人、2割に及ぶと見込ま

れています。天引きすると生活ができない、ぎりぎりの暮らしをしている方が、これほどあるのです。

しかし、広域化により、一般減免の内容はこれまでより後退してしまいます。

また、本人が保険料を払えないときは、世帯主に納付の義務が発生することになり、高齢世帯の場合は、滞納の可能性も十分予測されます。

滞納すれば、有効期限の短い短期証となり、1年以上滞納すれば、保険証の返還が求められます。お金のないお年寄りには医者にかからず、死ねというのでしょうか。全くひどい制度としか言いようがありません。

また、この制度は2年ごとに保険料を見直すことになっており、介護保険同様、改正のたびに保険料がつり上がっていくことは明らかで、委員会でも広域連合から今、既に2年後の値上げを予測しているとの答弁がありました。

本制度は自治体にとっても決して歓迎できるものではなく、人とお金の両面で多くの負担が強いられます。事務量はこれまで以上に増えることは間違いなく、さらに電算システム等の整備費の負担も大きくなるのしかかってまいります。今議会の補正予算にも、広域連合の電算システム化が5億円から8億円になったため、360万円余の追加となりました。また、激変緩和措置のための960万円の持ち出しも計上されております。

後期高齢者医療制度は、医療費がかさむ高齢者を独立させ、医療費抑制をねらった制度ですが、介護保険も医療から介護を抜き出すことで医療費が減ると言われ、創設されました。

しかし、結果は期待はずれ。高齢者にも自治体にも負担増となっています。それでも、国は懲りもせず、この制度へと走りまわりました。こうしたことに加担することは、とてもできません。さまざまところに大きな問題を抱えるこの法律に関係する条例ですので、反対をいたします。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.29 ○13番(前山美恵子議員)

議案第55号 豊明市後期高齢者医療に関する条例について、反対の立場で討論をいたします。

来年4月から始まる後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が現在加入している公的医療保険から強制的に移され、高齢者の医療を制限し、扶養家族からも保険料を徴収し、保険料を払えなければ保険証も奪うという高齢者に過酷な制度であります。

我が党は国会でもこの点を指摘し、反対をしまいいりましたし、いよいよ実施に向けての事務であることから、この条例について反対とするところであります。

さて、この条例は、広域連合から保険料の徴収など、委託業務に関して定められており

ます。本市に係る事務については、高齢者の普通徴収は本市が受け持つことになっております。一番厳しい高齢者から保険料を徴収することになるのですから、滞納の問題は当然出てまいります。

これらの問題は質疑で明らかのように、本市でも配慮いただけるとのご答弁をいただきました。十分、高齢者の声を聞いて、分納相談や資格証明証、滞納延滞料など、高齢者の負担にならないよう配慮をしていただきたいと思います。

なお、広域連合から委託料が保証されず、多くの事務費が本市にかかってまいります。広域連合にきっちり保証をしていただくことを求めて、討論を終えます。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 55 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 55 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 56 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

榊原杏子議員。

No.32 ○5番(榊原杏子議員)

議案第 56 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について討論をいたします。

機構改革によって分掌が変わります。これにより、例えば健康福祉部には新たに保険年金課が加わり、分掌事務の範囲が大幅に広がりますが、それに伴ってどの程度増員をされるかなどの人員配置が、大まかにでもわからなければ、その是非を論じることは非常に難しいと考えます。

人事異動についての邪推を招くからなのか何なのか、かねてからそういった人員体制については、ぎりぎりまで示されませんが、どこに何人、あるいは増か減かというところまでは、こういった機構をいじる際には、早目にオープンにしていきたいと思っております。

一般質問でも機構改革についていろいろ申しましたが、今回、大変矛盾を感じるのは、ねらいとして3点、分権時代の自治体としてですとか、市民ニーズと将来展望を意識した、あるいは団塊世代の退職に伴う減員に備えてということ掲げておいて、それでいて、今回の改革は大きいものではないからということ、いろいろな言いわけに使っている点です。

一説には、今回は部をいじっていないから大きくないなどということをお聞きしましたが、

逆に大きな改革をしなければ、このようなねらいは達成し得ないはずですし、改革とまでは言えません。

いずれにしても、窓口の場所の移動はないとしても、それでもやはり分掌が変われば、さまざまな変化が生じますので、なるべく市民も職員も混乱なく、新体制に移行できるようにしていただきたいと思います。

委員会において、必要があれば異動の前倒しも検討するということでしたので、ぜひとも早目に発表をされますように、また公募ポストを増やすなど、人事戦略もあわせて組織の活性化を図っていただきたいと要望を付し、賛成の討論といたします。

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 56 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、会議の途中ではありますが、10 分間の休憩といたします。

午前11時3分休憩

午前11時13分再開

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第 57 号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、三浦桂司議員。

No.36 ○7番(三浦桂司議員)

議案第 57 号 豊明市乳幼児医療費支給条例の一部改正について、新政会を代表して賛成の立場で討論をいたします。

全国レベル、近隣市町でも、子どもの医療費無料化が拡充しています。少子化が進行している現状では、有効な手だての一つだと思えます。

ただ、財政力の強い市町が進めているからと受けだけを考えて、財源の裏づけを考えず、拡大を続けていいとは思いません。無料化拡大の財源は、市民の方から預かっている大切な税金や保険料です。

入院医療費を中学卒業、通院医療費を小学校3年生までの無料化の拡大は、県の補助金内で賄われておりますので、財源の裏づけが確保されております。よって、賛成討論いたします。

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、一色美智子議員。

No.38 ○14番(一色美智子議員)

議案第 57 号 豊明市乳幼児医療費支給条例の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論をいたします。

この件につきましては市民の皆さん、特に子育て中のお母様方から大変に喜ばれ、期待をされています。子育て中の世帯が住みやすい環境を整え、少子化傾向に歯どめをかけたいと期待しております。大きい市だからできる、小さい村だからできないといったことではないと思います。

財政難という問題もありますが、より一層の拡充を要望いたしまして、賛成といたします。

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、月岡修一議員。

No.40 ○21番(月岡修一議員)

議案第 57 号 豊明市乳幼児医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論を申し上げます。

豊明市の今後の発展を占いますと、まず財政を安定させることに尽きます。その財政が安定化へ向かう幾多の要因として、一定規模までの人口増加は重要な一因です。少子高齢化からの脱却は、歴史の流れに任せるとしても、安心して子どもを産み、育てやすい環境の整備と提供は、行政としての最たる政策として欠かすことはできません。

今般の条例改正が、若い女性や子育て真っ最中の母親の意識に、どれほどの影響を与えるかは未知数ですが、少なくとも条例改正前に比較すれば、さらに大きな安心をもたらせるものと受けとめています。

豊明市を含め日本中の自治体が、さらに温もりを感じる政策に力を注ぐことは、偉大な女性としての本能に報いる重要な政策であることを、だれしもが否定はできません。

子どもの育てやすい環境を目指す本市の方針、それは成長する社会全体の構造を支える基本であるとの認識から、今般の改正に対しまして賛成討論といたします。

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.42 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 57 号 豊明市乳幼児医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

我が党は子どもの医療費無料制度拡充のため、住民とともに署名活動などを行ってきましたが、このたび国の医療制度改革による子どもの医療費一部負担金の引き下げと、愛知県の入院費用についての中学校卒業までの無料制度の拡充がされることによって、本市でも来年の4月から子どもの医療費の無料制度が、入院は中学校卒業まで、通院については小学校3年生まで引き上げられることになりました。大変喜ばしいことです。

子育て世代は長時間過密労働の一方で、非正規雇用が増え、経済的にも困難であることに加えて、仕事と子育ての両立が難しい社会環境が少子化の要因になっています。子育て支援は、あれこれの部分的な支援にとどまらず、出産から義務教育終了まで、各段階でトータルに支援することによって、その効果を発揮するものです。

今回、提案された条例改正は、こうした点では一歩前進したものであり、子どもを安心して産み、育てたいという声にこたえておりますが、さらに子育て支援策の拡充や、通院についても中学校卒業まで無料制度を拡充されるよう要望して、討論といたします。

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 57 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 58 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 58 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 59 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

す。

初めに、山盛左千江議員。

No.46 ○6番(山盛左千江議員)

議案第 59 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について賛成の討論をいたします。

本市は、障害者福祉計画において精神障害者医療費助成の拡充を掲げ、1級から3級までの入院費を2分の1助成するなど、立ち遅れている精神障害者への格差の是正に努力してこられました。

他市町においても、入院費助成が広がり、県が遅まきながら、市町に引っ張られる形で2分の1助成を開始したことに伴い、本市は全額無料化へと前進することができました。

また、休憩中のことではありましたが、本市が市長会に提案をし、県に働きかけたことが、今回の県助成のきっかけになったというようなことも耳にいたしました。地方が努力し、県を動かした大きな成果といえます。

市も財政難で、大変厳しい折ではありますが、これまでの精神障害者の入院費に県費を上乗せし、助成拡大に踏み切られたことは大いに評価いたします。

子ども医療費の対象者拡大も同様ですが、福祉サービスの充実は、市民の暮らしの安心感にも大きくつながってまいります。今後も人を大切にするまちづくりを進めてくださるよう要望し、賛成討論といたします。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.48 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 59 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について賛成の討論をいたします。

この条例提案は、愛知県が市町村の要請に応じて、福祉医療制度の範囲の拡大の見直しをしましたので、本市でも1、2級の精神障害者に対して入院費が無料となるものであります。

ところで、精神障害者にとっての医療行為は、健常者が風邪などを引いて医者にかかるという医療行為とは異なり、生きていく上で欠くことができない日常的な行為であります。

また、病気にかかりやすく、治りにくいのも特徴であります。そのため、医療費の負担は本人にとっても、家族にとっても大きくかかってまいります。

そこで、このたび1、2級の入院費が無料になることは、大変喜ばしいことではあります。が、他の障害と同様に、全精神障害者に対する医療費助成を今後もさらに拡充をされるよ

う要望し、賛成討論といたします。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 59 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 60 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 60 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 61 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 61 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 62 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 62 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 63 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、松山廣見議員。

No.54 ○15番(松山廣見議員)

議長の指名がありましたので、公明党市議団を代表して議案第 63 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正は、総額歳入歳出それぞれ3億 4,563 万 1,000 円であります。その中身は審議の過程で明らかになりましたように、職員の人件費や医療費の伸びによる補正、また一部組合の負担金の決定など、どれも必要な予算増であります。このことにより、異論はありません。

よって、議案第 63 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について、賛成討論といたします。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.56 ○2番(近藤郁子議員)

議案第 63 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)において、歳入歳出それぞれ3億 4,563 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 176 億 9,557 万 7,000 円にする補正予算案に対し、新政会を代表して賛成の討論をいたします。

歳入については、国庫・県等の負担金、補助金で補正されたものがほとんどである中、資源ごみ売却金が高価売却できたためではありますが、596 万 9,000 円を雑収入として増収できたことは、市民の意識の向上と合わせてPRの成果であると評価いたします。

歳出については、3款 国民健康保険特別会計繰出金 9,262 万円及び福祉医療助成費 3,261 万 6,000 円は医療費増加により、心身障害児者扶助事業の地域生活支援費 430 万円は、半年の実績から予定より上回ると見込まれたからで、日中の一時預かり等の支援の需要が多いため、乳幼児医療及び心身障害者医療の条例改正、並びに後期高齢者医療の条例制定によるシステムの構築と、それにかかる事務に対し、合わせて 951 万 1,000 円。児童手当 6,831 万円は、法改正に従って3歳未満児の児童手当拡充によるものであります。

4款 成人病診断等委託料 1,119 万 9,000 円の増額は、ミニドッグによる検診において、受診予定 2,000 人が 300 人増員の見込みによるもの。反面、予防接種委託料 608 万 3,000 円の減額を見ると、病気予防に対する市民の意識や需要の変化であり、これらの最新情報は一般市民であっても収集できる時代ですから、今後の事業計画も早く確実な情報のもと、検討が必要であると思われま。

東部知多衛生組合負担金 3,485 万 1,000 円の増は、炉の改修、焼却炉の延命工事の負担分であります。今後、ごみの減量には率先して努力をしていく必要があると考えます。

資源ごみ回収委託料 1,909 万 5,000 円の減額は、作業効率等を考慮し、委託業者と交渉、努力を重ねた結果であると評価いたします。

10 款 建物賃借料 38 万 7,000 円は、平成 20 年より、小学 2 年生まで 35 人学級拡大による、中央小学校での教室不足によるプレハブ校舎賃借料の半月分で、3 教室を 5 年間賃借する必要があるものです。

児童数の増減により、5 年後には不必要になる校舎であるなら、賃借でその間、しのぐこともいたし方ないことと考えます。

12 款 償還金、利子及び割引料のうち、長期債利子 1,679 万 4,000 円増により、利子総額 2 億 4,546 万 2,000 円を含め、公債費総額は 13 億 7,268 万円となり、予算総額の約 7.8% となります。

13 款 財政調整基金積立金 7,568 万 5,000 円増額後の 12 月末残額は、4 億 9,300 万円の見込みとなり、18 年度残 9 億 1,000 万円より約 46% の減となります。金額にして 4 億 1,700 万円で、予算総額の約 2.4% になります。

今回の補正予算は、民生費に係る条例の改正にかかるものが多く、少子化解消に近づくための一歩となるべく、補助金とはいえ財源、つまり税金が投入されたものですから、喜ぶべきことと考えますが、豊明市においては不交付団体となり、財政調整基金積立金も底が見えている今、今後の財政状況は今までの感覚のままでは窮地に陥ることは必至であります。市民の納得する行政サービスは、健全な財政の中で生まれるものだと思います。

今後とも努力をいただくことを要望して、賛成討論といたします。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.58 ○5番(榊原杏子議員)

議案第 63 号 豊明市一般会計補正予算(第 3 号)について討論をいたします。

補正全体を見て賛成といたしますが、幾つか指摘や要望を交えて討論をいたします。

今回の補正で財政調整基金は 7,500 万円余を積むにとどまり、財調の残高は 4 億 9,300 万円。次年度予算の編成に当たっては、当初の取り崩し分の多くが確保できないという、大変厳しい事態になってまいりました。

国の算定方法が変わったことによって、不交付団体にされてしまうがためのマイナス分、約 8,500 万円については、夏には既に判明していたにもかかわらず、9 月補正でも、この 12 月にも計上できず、3 月に持ち越すこととなってしまう、非常にやりくりしに苦慮している様子がうかがえます。

その苦しい中で、資源ごみ回収委託料に関しては、業者と細かい交渉の結果、1,900 万円の節減を達成されました。ごみの回収委託費について、過去から問題が指摘されてきましたが、一般ごみに続き資源ごみと年々努力の跡が見え、評価すべき点といえるでしょ

う。

さて、9月補正の折には、増員をした環境監視員さんの報酬について、4月から働いている人の報酬が、なぜ9月補正なのか。せめて6月で補正すべきではなかったかとの指摘がありました。

今回の補正では、社会福祉協議会の運営費補助金として、市の現職部長級を派遣したことによる人件費差額分の927万円が計上されています。この方も4月からの派遣でした。この間の給料は、ほかの人の人件費から支払っていたという答弁には驚きましたが、年間の3分の2以上の給料分が、なぜ12月まで補正されなかったのか、明快な答えはありませんでした。

ここのところ、こうした予算の先食いともとれるような手法が常套的にとられており、感心できません。やりくりの範囲を超えて不適切な処理となったり、また議会軽視と言われることのないよう、今後注意していただきたいと思います。

さらに、その件では、そもそもこれまで退職した市職員OBがいていたところを、本年度から現職部長の派遣となり、差額が生じたものですが、理由は社協の立て直しのため、しっかり見直す必要があるからということでした。

派遣をされているのは、この3月に定年を迎えられる方ですから、1年間でどれだけのことを達成するつもりで派遣をされたのか、よくわかりませんが、来年以降も部長級を派遣する予定との答弁があり、それが果たして効果的なのか、必要なのか。本当に部長級でなくてはならないのか、再考を求めたいところです。人事のつじつま合わせのために、外部の派遣ポストを使うようなことは、あってはなりません。

また、中央小のプレハブを借りるための費用、半月分38万7,000円は、1年分に直せば928万8,000円ということになります。これが予定では今後、5年間にわたってかかり続けるということですから、計4,600万円を超える大きな出費となります。

中央小は一昨年、3億6,000万円の費用をかけて校舎を新築し、昨年、旧校舎の改築と取り壊しを行ったばかりであり、その折には当然、児童数の推移予測に基づいて、必要教室数は算出をされているわけです。不測の事態で狂いが生じたにしても、余りに早いほころびではないかと、そう言われても仕方がありません。

多目的スペースを活用して乗り切れないかと聞いても、普通教室として使うつもりはないとのことでしたが、他の市町村ではそういった転用をしている事例も多々あります。少なくとも、なぜ転用できるような多目的室にしておかなかったのかという疑問は残ります。

他の学校の耐震工事が計画どおりにできるかどうかといっているときに、ようやく沓掛小のプレハブ対応が解消をするというときに、まして当市は近隣と比較しても、人口も伸び悩んでいるというのに、ついこの間、建ったばかりの新築校舎のところに、プレハブが建つのは、だれから見ても不可解な光景ではないでしょうか。

子どもたちに不便があってもいけません、プレハブ自体が快適な環境ではありませんので、委員会でも申しましたが、さまざまな方法でこの状態の解消を図るとともに、なぜこ

のような事態に陥ったか。反省すべき点はなかったのか、よく分析をしていただき、同様なことが二度とないよう、ご留意いただきたいと思います。

今の当市には、こうした見込み違いに対応する余力がほとんどないわけですから、他の部局においても何か始める際には、見通しの甘さで大げがをすることのないよう、よくよく気を引き締めてとりかかっていたくよう改めて要望し、討論といたします。

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 63 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 64 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 64 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 64 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 65 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 65 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 66 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 66 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 67 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。
榊原杏子議員。

No.64 ○5番(榊原杏子議員)

議案第 67 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について賛成討論をいたします。

人事院勧告が6年ぶりにようやく少しのプラスに転じ、主に若い職員を対象に引き上げが実施されます。

そもそも人勧とは、公務員の労働基本権制約の代償措置であり、マイナスの勧告などはありませんとされていたところを、この間、理不尽な公務員たたきを背景に、引き下げが強行されてまいりました。

人勧は、ただ公務員の処遇のみならず、民間労働者の労働条件にも大きく影響を及ぼしてきています。行き過ぎた不当なバッシングに憶することなく、社会全体の利益のためにも、近年のマイナスによって下がった分を取り戻すための真の是正勧告を、今後望みたいところです。

なお、人勧とともに出された公務員人事管理に関する報告の中には、今回、初めて非常勤職員の処遇改善にも触れ、非常勤職員の給与の実態把握に努めるとともに、それぞれの実態に合った適切な給与が支給されるよう、必要な方策について検討していくとの方向性が示されています。ほかにも、民間との人事交流の推進、採用試験の年齢要件見直しなどの必要性について指摘をしています。市としても、これらの課題に果敢に取り組まれるよう望みます。

今回、初任給を中心に引き上げられます。新しく優秀な人材を確保し続けることは、組織存続の要となります。引き上げを機会に公務員志望が少し高まったとしても、有能な人材を他市町に奪われてしまっただけでは意味がありませんので、獲得競争に負けないだけの策を講じるように要望し、賛成の討論といたします。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 67 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程2を終わります。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

請願第4号から請願第7号までの4件の請願を一括議題といたします。

総務文教常任委員会及び厚生常任委員会に付託しておりました請願4件について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果について、それぞれ各委員長より報告を願います。

初めに、平野敬祐総務文教常任委員長より登壇にて報告を願います。

No.67 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

議長よりご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました請願第7号 消防署南部出張所の建設予定地の見直しを求める請願の審議内容と結果についてご報告申し上げます。

去る12月12日午前10時より開催されました総務文教委員会において、付託議案の審議終了後に本請願を審議いたしました。

請願者より趣旨説明の申し出がありましたので、暫時休憩とし、休憩中に協議会を開催し、請願者の代表の方から補足説明と、それに対する質疑を受けました。

委員会を再開し、紹介議員より補足説明を受けました。

当局は、手順を踏んで行ってきたとのことで、請願者の皆さんとかみ合っていない。手順を踏んでいないことが一番の問題である。適・不適を客観的に判断できるように努め、努力してきたというが、南部出張所の建設について理解のある人に不信感を持たせてしまったことは、進め方に問題があったと思う。

紹介議員の説明に対し質疑を受けました。

南部出張所の陳情が平成15年に全会一致で採択されたことは間違いないか。昨年12月の全員協議会で説明があったことは承知しているか。今年度予算に設計費が入っていたが、それについて反対した人はいなかったのではないかの問いに、南部出張所の件については、平成15年の陳情と今回の請願は異なる。平成15年の陳情は、私も採択することに賛成した。昨年12月の全員協議会での説明も受けている。消防費に対してではないが、当初予算には反対の立場はとった。

紹介議員への質疑を終結し、当局より状況等の説明を求めました。

候補とした用地は7カ所です。最終的に大蔵池公園がベターということで議会に示し、地元区会に出向き、翌週から説明に伺いました。この際に少し誤解が生じたようでした。

これより、質疑に入りました。

請願者は説明が不十分といっておられるが、地域で何人くらい説明会に参加したか。その決定についてどの程度の説明をしたか。説明会での約束事があったかの問いに、6月は、区の役員を始めとして40名ほどと思いました。10月は、20名弱と記憶しています。約束のことは、地質調査がドリル式で音が出ないと思っていたが、くい打ち式で行ったために

騒音が発生し、防音の措置をして調査に入りました。

次の問いとして、7カ所選定した中に、今のところはあったのか。土地取得費のこともあったと思うが、請願書にあるとおり、十分な説明がなされていないので、その前の段階で理解を求めていくことが常識と思う。

隣接地主等に同意を求めにいったか。その時期はの問いに、公園に関しては当然、承知していました。平成5、6年と整備し、当時の大蔵省から払い下げを受けたことも承知していました。地主説明は、地元区会の後、訪問しました。

1月27日の区会で、役員に説明したときの反応はどうであったか。その後の反応はどうであったか。質問はなかったかの問いに、住民にとっては、それが初めての説明であったので、そこで賛否が出たとは記憶していません。いつごろになるのかの質問がありました。

大蔵池公園を選んだメリットは。3月議会に設計等委託料を発表しているがの問いに、7カ所を消去法で選定し、大蔵池公園ともう1カ所、1,000平方メートル弱の2カ所が残りました。最終的に大蔵池公園となったことは、先ほどの説明のとおりです。現在、基本設計に入っているが、事業計画案は先の全員協議会にもお示ししたとおりです。地質調査は、一般論として余り芳しい地盤ではないので、建物の重み等で補正していくことになりました。

次に、請願者はいつごろから、何度ぐらい消防本部に訪ねられたかの問いに、説明会が1月27日であったが、2月から3月にかけて4～5回、おみえになったと記憶しています。音と通学路を心配されていたことを記憶しています。

生産緑地は困難だから候補地から除外したとのこと、公共用であれば可能と思うが考慮はしたのか。どのような検討をして狭いと判断したか。生産緑地を解除して市が買い取れば、絶対にできないということはない。なぜそういう検討を省略したのかの問いに、生産緑地については、土地収用法の規定によれば公共用のものはできるが、法の趣旨や地主からの解除が要るので遠慮しました。実施計画計上後、プロジェクトチームをつくって検討したが、救急車1台のみではもったいないという結論で、効率的な観点より救急車と消防車を配置できるようにということで、1,000平方メートル以上が必要となるため、選定していききました。

次に、堆肥施設は2年ほど前から説明会を行ってきたと聞く。老人施設、グループホームでも市が仲介して10回を超える説明をしたと聞く。なぜ今回は事前に説明をしなかったかの問いに、実質上は非常に困難でありました。事業者が一定の計画を立案し、関係者に示すことが一般的であり、区や地元には積極的に行きましたし、その後は状況を見てやってまいりました。

交渉は事前には難しいかもしれないが、市長もやれることはやると言われた。6月の区の説明会は再三の要望があったと聞く。名古屋市では10回は説明会を行ったようだ。なぜ消防だけできなかったかの問いに、説明会を開催するにしても、多少なりとも区の状況を聞いてからしかできないので、6月となりました。

音と通学路について消防で考えていることを伝えればと思うがの問いに、来る12月22

日に説明会を予定しています。そこでメリットとデメリットを説明したいと思います。

次に、7カ所を選定した経緯を説明願いたい問いに、代替登録地、市有地、空地で1,000平方メートル以上の土地を、現地を見ながら7カ所選定し、市境に近い土地、生産緑地、地形の悪い土地を除外し、3件の地主と接触し、1件はご了解が得られたので、その土地との比較を行ったが、面積が988平方メートルと記憶しているが、狭いことと交通事情から最終決定しました。

これにて、質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、長年、人口35%の南部地域に何としても初期の救急体制と消防体制をと要望してきた。平成15年、南部8区長と6,000人余の署名が添えられた陳情があった。陳情をもとにして厳しい財政状況の中でもつくろうということになった。請願者の願意は理解できないことではありませんが、8区長と6,000人余の願意であるので、何としても実現したい。消防の広域化も具体的になりつつある。早急につくりたい。以上、反対の討論とする。

南部地区は、公共施設も少なく、救急や火災の際、どうしても時間がかかる。地震なども含め、不安を持っている方が多いと思う。この計画が見直しとなれば、数年遅れてしまい、消防の広域化の問題も絡んで非常に難しい状況になることも想定される。この事業については計画どおり進め、一刻も早く開所することが、南部市民のためであると考え。消防署においては、住民の方が心配しておられる安全については、最大限の努力をするよう要望して、不採択の討論とする。

質疑の中で、何を優先しているのかわからない面が多い。事前の調査をしていない段階で、大蔵池公園と判断した根拠がわからないので問題視されているが、納得する説明になっていない。出勤の件数より、いつ出勤するかわからないので、不安が払拭できないのである。ほかにいいところがあるのではないかと思うのは、普通の心理だ。せっかくだのに、皆さんの同意が得られないのは残念なことだ。再検討を要望し、採択することに賛成する。

最後に、見直しの検討をする必要があるので、採択することに賛成する。

これにて、討論を終結し採決に入りました。

請願第7号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました請願第7号の審議経過と結果のご報告を終わります。

No.68 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、山田英明厚生常任委員長より登壇にて報告を願います。

No.69 ○厚生常任委員長(山田英明議員)

それでは、議長のご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました請願につ

いての審議経過と審議結果をご報告いたします。

平成19年12月13日、全厚生常任委員と関係職員の出席のもと、審議をいたしました。最初に、請願第4号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願を議題としました。

本請願について、趣旨説明を省略して、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

介護・福祉・医療について、少しずつではあるが実施している。また、財政が厳しい状況であるので、不採択とします。

社会保障制度は十分とはいえない。受益者負担の原則もあり、制度自体が疲弊してしまう。厳しい財政状況の中、何を優先すべきかコンセンサスを得なければならない。財源に余裕ができればよいが、今は不採択とします。

項目が多岐にわたっている。難しい点が多くあるが、気持ちはよくわかるので、趣旨採択としますの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、採択に賛成者なく、趣旨採択少数。よって、請願第4号は不採択すべきものと決しました。

続いて、請願第5号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める請願を議題としました。

本請願について、趣旨説明を省略して、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

過疎地では不足しているが、本市では不足しているわけではない。もう少し他市を調査する必要がある。時期尚早であり、不採択とします。

本市において医師不足はないが、小児科、産婦人科は不足しており、採択としますなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、請願第5号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、請願第6号 看護職員確保法の改正を求める請願を議題としました。

本請願について、趣旨説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

厳しい労働条件である。処遇の改善は必要であり、採択とします。

不採択とします。若者が一般の職業に流れている。景気回復を見た中で考えていきたいなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、請願第6号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました請願第4号、第5号及び第6号についての審議

経過並びに審議結果の報告を終わります。

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.71 ○6番(山盛左千江議員)

南部出張所の請願に対する報告について質問をいたします。

まず、もう一度確認をしておきたいんですけども、生産緑地を消防署に使うことについて質問があったと思います。その質問内容と答弁について、もう一度ご報告をいただきたいと思います。

本人、それから私の記録によりますと2回、再質の形で、生産緑地については質問がされたと思います。それぞれの質問に対してどういう答弁であったか、ご報告をもう一度いただきたいと思います。

それから、地質調査の結果ですけれども、芳しい地盤ではないというふうに答弁された記憶しております。それに対して私のメモによりますと、基礎工事も、それによって内容が変わるかもしれないというふうなことも、答弁されたというふうに記録しておりますが、今の、すみません、報告の中で、どのようなことだったのか。もう一度、その点についてもよろしく願いいたします。

それから、地元への説明会ですけれども、私の記録によりますと、住民の関心度がわからないので、説明会が開けなかった。何人くらい来るかはわからないので、まあ状況がつかめない、会場とかの都合もあるのではということ、区の意向を聞いてからじゃないと、住民説明会が開けないといったような回答は記憶しておりませんが、私の今のメモについて間違いなかったかどうか、よろしく願いいたします。

まずは、その3点、よろしく。

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

平野敬祐総務文教常任委員長。

No.73 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

委員長報告に対する質疑ということでありますので、先ほど壇上で、まず1点目、生産緑

地の件であります、再度、私の報告を読み上げます。

生産緑地の関係につきましては、生産緑地は困難だから候補地から除外したとのこと。公共用であれば可能と思うが考慮はしたか。どのような検討をして狭いと判断したか。生産緑地を解除して市が買い取れば、絶対にできないということはない。なぜそういう検討を省略したのかの問いに、答えとして、生産緑地については、土地収用法の規定によれば公共用のものはできるが、法の趣旨や地主からの解除が要るので遠慮しました。実施計画計上後、プロジェクトチームをつくって検討したが、救急車1台のみではもったいないという結論で、効率的な観点より救急車と消防車を配置できるようにということで、1,000平方メートル以上が必要となるために選定していきましてというふうにご報告をさせていただきました。

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(答弁漏れの声あり)

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

平野敬祐総務文教常任委員長。

No.76 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

地質に関して、それから住民の関係であります、これにつきましても、地質の関係で私が報告させていただきましたのは、ドリル式で音が出ないと思っていたが、くい打ち式でやったため騒音が発生した。

そして、住民の関係で私の報告させていただいた分は、少しお待ちください。

説明会の関係は何度かありますけれども、答弁として、説明会を開催するにしても、多少なりとも区の状況を聞いてからしかできないので、6月となった。そしてまた、来る12月22日に説明会を予定しています。そこでメリット、デメリットを説明したいと思います。

ほかにもあったと思いますけれども、要約筆記のものを資料として、それから私のメモを資料として委員長報告はさせていただいておりますので、委員会での質疑の細かな言葉遣いでありませんとか、そういったものをテープ起こしのように把握しているわけではございませんで、山盛議員のメモと少々違う部分があるかもしれません。

以上であります。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.78 ○6番(山盛左千江議員)

先ほどの生産緑地の件ですけれども、2つの質問が一緒に報告の中に混ざっておりますので、大変わかりにくかったので、それぞれを分けてお願いしたんですけれども、それにお答えいただけませんでした。残念でなりません。

今回のことに、委員会終了後、議会事務局において、その答弁の内容を確認させていただきました。

生産緑地のことについては、土地収用法の規定によれば公共施設はできるが、消防署は範囲外であるという答弁が一度ありました。

それに対して榊原議員が再質問をして、解除のこととかを、公共用地ならば建つのではないですかというふうに再質問をしたことに対して、解除ができるとか、できないとか、地主さんの理解が必要だとか、そんなようなことで遠慮したという答弁があったというふうに、事務局の要点筆記を確認しております。そういう内容で間違いなかったでしょうか、お願いいたします。

それから、このことについては、私も法律を調べさせていただきました。土地収用法においては公共施設はできます。もちろん、そして、消防署も建設は可能であります。

事務局の要点筆記によりますと、「土地収用法の規定により公共施設はできるが、消防署はその範囲外である」という答弁は、明らかに間違った答弁であるというふうに、そこで確認をいたしました。

その後、消防署に出向きまして、消防長にこの訂正をお願いをいたしました。一昨日のことです。そのことについては消防長も了解をいただきましたので、昨日、担当の消防職員が、委員長また議会事務局の方に、その旨を、意向を伝えにきたと思いますが、そのことについても、あわせてご説明がいただければありがたいと思います。

また委員長のそのときの判断、また今回の報告に、今言ったようなことが含まれていなかったことについても、ご説明をいただきたいと思います。

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

平野敬祐総務文教常任委員長。

No.80 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

ただいまの委員長報告の生産緑地の件で、質問が分かれていたのではないかとということでもあります。私の記憶でも、質問は一度ではなく、分かれていたようには思っておりません。

ただし、全体の流れの中で、2番目の土地収用法のお話も今、上がっておりますけれども、まず土地収用法の関連の細かな検討は、委員会ではいたしませんでした。この請願

の関係でいくのであれば、生産緑地に消防署が建つのかどうなのかということであり、2番目の答弁の中で、先ほどお話ししたとおりでありますけれども、消防が遠慮したと。まあできないことはないという解釈であります。

以上であります。

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.82 ○6番(山盛左千江議員)

「できないのではない」というような答弁ではなく、「土地収用法の規定で公共施設はできるが、消防署は範囲外である」という要点筆記があったはずであります。となれば、それは委員長が善意に解釈したというふうにしか理解できません。

その点についてもう一度、消防署の方からそういった訂正、あるいは修正のお話があったかどうか。それを委員長はどのように判断されたのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、地盤の調査の件ですけれども、先ほど私が聞いたことと、委員長の答弁に食い違いがありましたので、再度質問させていただきます。

芳しい地盤ではないというふうに消防署の方が委員会の中で説明をいたしました。その流れの中で、基礎工事もそれによって内容が変わるかもしれないと、さらに説明があったように私は記憶しております。芳しい地盤ではないという、消防署建設予定地の地盤について、どういう説明があり、それが今後の設計にどのような影響があるのか。その点についての答弁があったと思いますが、さらに、この場で説明をいただきたいと思います。

その2点、よろしく申し上げます。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

平野敬祐総務文教常任委員長。

No.84 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

再度、お答えいたしますが、今回の請願については選定地の見直しを求める請願であります。生産緑地に消防署ができるか、できないかという認識であります。私どもの総務文教委員の皆さんは認識として、できるという判断はしていたと思います。

ただし、ふさわしくはないと、そういった答弁があったというふうに記憶しております。

基礎工事の件であります。私も今ちょっと、再度ですね、会議録を確認しておりますが、山盛議員の言われるどの部分なのかというのが、ちょっとはつきりいたしませんけれど

も、私の今、手元にある部分でいくのでしたら、「ボーリング」という文字が2カ所、議事録に載っておりますけれども、記憶しておりませんので、大変申しわけございませんが、答弁できません。

以上であります。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございせんか。

榊原杏子議員。

No.86 ○5番(榊原杏子議員)

ただいまの内容につきまして、私は委員であります、委員長が今言われたような認識をしておりませんでした。

生産緑地に建つか、建たないかということに関して、土地収用法の規定によって消防署は収用することはできないと。解除は本人からの申請でないとできないというふうな答弁と、私は受け取っております。

申し出を山盛議員から言われたときに、誤りというふうに認められたというふうに聞いております。だとすれば、重大な内容でありますので、総務文教委員会の委員として、休憩をとっていただいて、委員会を開催していただいて、答弁の誤りについては、よく説明をしていただきたいので、議長におきましてお取り計らいいただきますようお願いいたします。

No.87 ○議長(堀田勝司議員)

榊原議員に申し上げます。委員長に対する質疑であります。

ほかにございせんか。

(進行の声あり)

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

(議長の声あり)

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

榊原杏子議員。

No.90 ○5番(榊原杏子議員)

ただいま申し上げましたように、今の委員長報告の内容、委員会の答弁において誤りが

あったということについて、委員会を開いていただいて、対応していただきたいので、休憩をとって対応していただくように議長にお願い申し上げます。

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

ただいま、休憩の動議が提案されました。

この動議につきまして賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

本動議は直ちに議題として採決を行います。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、本動議は否決されました。

引き続き、会議を進めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、請願第4号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、三浦桂司議員。

No.94 ○7番(三浦桂司議員)

請願第4号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願について、新政会を代表して不採択の立場で討論いたします。

マクロで見れば「いざなぎ景気」を超えて、戦後最大の景気拡大を続けている日本経済ですが、過去最高益を出している大企業がある財政力豊かな市町と、主だった産業が少ない豊明市とでは、税収が違うのが現状です。社会保障制度は十分とは言い切れませんが、その役割を果たしていると思います。

改革の進行により、中間層という部分が縮小して、一生懸命働いても、生活が苦しい世帯があるという現実からの請願だと思います。

しかし、税や補助金で賄えばよいかとなると、今度は社会保障制度自体が疲弊して、崩壊につながるようになってしまいます。豊明市の財政事情をかんがみ、今は不採択すべきものと考えます。

No.95 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.96 ○13番(前山美恵子議員)

請願第4号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願に賛成の討論をいたします。

私は、この請願の紹介議員として趣旨説明をしまいましたが、委員会では残念ながら採択はされませんでした。請願の多岐にわたる内容によることから、市は役割を果たしていることや、前進しているからなど、また財政状況が厳しいなどの理由が挙げられました。

私は、この請願の内容をよく検討していただきたいと思うのでありますが、住民にとって決してぜいたくな要望ではないはずであります。また、予算を上げなくても、当局の努力で実現できるものも含まれております。

さらに、小泉、安倍内閣が進めた社会保障の改悪によって、社会的な弱者が犠牲になっています。以前よりも負担が増え、福祉が削減された分だけでも元に戻すことによって、住民はどれだけ助かることでしょうか。

これらのことをお酌み取りいただき、各議員の方々に再度、採択の要望をお願いし、私の賛成討論といたします。

No.97 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第4号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、請願第4号についてお諮りいたします。

請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、請願第4号は不採択と決しました。

続いて、請願第5号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.99 ○13番(前山美恵子議員)

請願第5号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める請願について、採択の立場で討論をいたします。

この請願についても趣旨説明で申し上げましたが、深刻な医師不足が私たちの生活を

脅かす、その兆候が既にあらわれております。救急車で搬送された患者が受け入れ先がなく、ついには亡くなられたというニュースがありました。こんな状態は数年前には見られませんでした。

このように医師不足が、私たちの命の問題につながるわけがありますので、私たちの将来を見据えて、医師不足解決のための方策を国に求めていく必要を強く感じる次第であり、議員各位におかれましても再度、採択をされるよう要望し、賛成討論といたします。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第5号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、請願第5号についてお諮りいたします。

請願第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.101 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、請願第5号は不採択と決しました。

続いて、請願第6号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.102 ○13番(前山美恵子議員)

請願第6号 看護職員確保法の改正を求める請願について、採択の立場で討論します。

これも趣旨説明で看護職員不足の深刻な問題について述べてまいりました。残念ながら委員会でも、これも不採択とされましたが、看護職員の不足から救急外来の受け入れや、緊急手術に支障を来している病院や病棟、病床を休止せざるを得ない病院。新しい医療機器を拡充しようにも、ままならない状況が全国で生まれています。

このことが本市で顕著にあらわれているわけではありませんが、安全・安心の医療を願う住民の願いにこたえて、看護職員の抜本的増員と夜勤回数の削減や労働条件の改善は待ったなしです。

国に対して意見書の提出は必要であり、また議員各位におかれましても再度、採択をしていただきますようお願いをいたしまして、賛成の討論とします。

No.103 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第6号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、請願第6号についてお諮りいたします。

請願第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、請願第6号は不採択と決しました。

続いて、請願第7号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、矢野清實議員。

No.105 ○19番(矢野清實議員)

それでは、請願第7号 消防署南部出張所の建設予定地の見直しを求める請願について、大変難しい問題であります。不採択の立場から少し時間をいただき、ご承知のことと思っておりますが、経過と意見を述べさせていただきます、討論といたします。

この南部地域に消防施設の南部出張所建設が決定されるまでには、大変長い経過をたどってまいりました。豊明市が平成14年に東海地震の防災対策強化地域の指定を受ける十数年も前から、南部地区の皆さんから豊明市は公共施設が中心部に集中し、市民の35%が生活をしている南部地区には、保育園や学校以外には主な施設もなく、日常的に不便を強いられているとの声も多数ありました。

そして、今回のテーマでもあります消防施設につきましても、消防署からも遠く離れており、災害時の緊急出動にも救急車等の到着までに多くの時間を要し、初期対応については、常に南部の住民の方々の心配のもととなっていたところであります。

こうした住民の声を背景に、市民の生命や財産を守る行政の役割を果たすために、南部地区に消防署の分庁舎の建設を要望する議員の質問も何度も、この議会で繰り返されてまいりました。

しかし、当市は市制施行当時、市内の道路は整備も大きく遅れておりまして、鉄道で南部地区は分断されておりましたが、その後、道路も急速に整備が進み、特に市内の主要3幹線での県道瀬戸大府東海線及び桜ヶ丘沓掛線が高架橋で結ばれ、さらに大根若王子線も隧道で結ばれて、鉄道による道路遮断も解消され、消防車や救急車が現地に到達する時間も、消防本部から南部地区へは、目的地によってこの3本の幹線を使い分けしながら、おおむね15分から17分で到着が可能となりました。

そのために、23.18平方キロという狭い市域の中で、分庁舎の建設は車両や職員の配置などで多くの問題もあると、難しい問題もあるということで、現状でも十分対応ができるということで、分庁舎がなかなか認められませんでした。しかし現実の問題として、目的地に到着するまでに15分から17分は最低、時間を必要としており、これでは呼吸停止から人工呼吸や肺蘇生法を開始するまでの初期対応に間に合わず、救命率で4分以内に処置すれば、50%の確率で蘇生するチャンスがあるわけでありまして、現実のように到着ま

でに 15 分から 17 分も時間を経過すれば、助かる命も助けられないということもあり、南部地区の皆さんの不安を解消し、そして住民の生命、財産を守り、住民の安全・安心の確保を求めるために、平成 15 年 11 月に南部地区 8 区の区長連名と 2,000 名の署名を添えて、消防署南部分庁舎の建設の陳情が提出されました。

そして 12 月には、全会一致で採択をされ、また翌年には、当時、南部地区市会議員の南部議連の皆さんからも、同様な要望が提出されました。

市当局としても、こうした地域の住民の多くの皆さんの民意にこたえるべく、建設に向けて平成 17 年 8 月、第 4 次総合計画にその設置を明記し、大きく南部出張所の計画が前進をいたしてまいりました。

そして、平成 19 年度に用地取得、平成 20 年度に南部出張所の建設、そして平成 21 年 4 月には運用開始、出張所のオープンというスケジュールが発表されてきたところであります。

ところが今回、用地の選定で決め方が一方的で問題があるということで、請願が提出されたわけですが、私どもは消防署も当然、内部で立地条件、あるいは土地の使い勝手、あるいは土地の形状など、いろいろな角度から総合的に検討の上、最終的に現在の大蔵池公園に決定されたものと考えております。

請願者の皆様方も建設そのものには同意と感謝を述べられておられ、一定の願意は理解はできるものの、消防施設に対して少し神経質になり過ぎておみえになるのではないかとこの気もいたします。サイレンの音や出動時などの車の危険があるのではとのご心配ですが、余りにも消防署の業務を過大に想定されているのではないかと思います。

現実には、どこに住んでおられます、消防署や、あるいは消防出張所等の施設のあり、なしを問わず、日によって違いはありますが、市内の幹線、支線を問わず、救急車や消防車は毎日走っています。

特に、市内でも、私の住んでおります三崎や西川、沓掛、二村台等の地域では、他市町の救急車が大半ではありますが、1日に多い日は 13 台ぐらいの救急車が走っております。

また、サイレンの音などでも、1人の苦情もありません。お互いが他人事ではないと、多くの方は心の中で助かってくれることを祈って、救急車を見送っているのが現実のように思っております。

また、救急車のサイレン等も聞こえている時間は、わずか 20 秒から 30 秒ぐらいで走り去っていきますので、余り苦にはならないと思います。

さらに、消防本部の年間の実績出動件数から割り出してみましても、南部消防署からは恐らく、多い日で救急車の出動は 1日に 2回程度であろうと思います。また、消防車の出動に至りましては、年間 5回から 6回程度だと思われます。

こうしたことから考えても、請願理由にありますように、児童生徒の通学の安全の問題性や、子どもたちの遊び場、市民のジョギング及び緑を楽しむ憩いの場を脅かすとは考えに

く、地域の住民の快適な生活環境を出張所ができたために、著しく損なわれるようなことではないと考えております。また、当然のことながら、日常生活の上からも、許容の範囲内であると云々を得ません。

むしろ、この地域では日夜、365日、四六時中、救急車や消防車が常駐し、救急隊員や消防隊員が待機するという担保を得るわけであり、デメリットよりも大きなメリットを保障するわけであり、地域でお年寄りを抱えて生活してみえる方々や、高齢者世帯の方々は、大変この上もない安心が得られると喜んでおられると思います。

こうしたことから今、この南部出張所が計画どおり事業を進めて、一日も早く運用開始を実現されることの方が、私どもは大切だと考えております。

また、早期建設を目指している理由の一つに今、国の指導で県が進めております消防広域連合、すなわち瀬戸市から三好町を含めた豊明市までの5つの消防本部のすなわち広域、合併の準備が進められていることであります。

予定どおり広域消防連合が進めば、平成19年度、今年ですが、推進計画の策定、そして年明けの来年、平成20年には、広域消防計画の作成、そしてその後、4年後の平成24年には、消防広域化がスタートするというスケジュールで進んでおります。

すなわち、この進行から考えれば、南部消防署の建設のタイムリミットは、遅くとも平成22年ごろまでにはと考えております。あと2年先ですが、この時期には運用を開始して、出張所が名実ともに市の消防施設として存在していなければ、平成23年ごろから24年の運用にあわせて始められると予測されます、各市町の広域消防施設資産調査のカウントの中に入ることができません。

このカウントの中に入らなければ、南部出張所は幻の出張所となってしまう、消防施設として認められない心配もあります。今、ここで建設に遅れをとることは、大変なことになりかねません。

また、平成24年、消防広域連合が発足すれば、消防職員の異動、あるいは配置換えや見直し、そして、すべての消防施設についての見直しや統廃合はあっても、新設はないと思われれます。

そのために、私どもは南部地区2万5,000人の住民の安全と安心の確保、そして何よりも生命、財産を守るための南部消防署出張所の建設のために、残された時間にゆとりはありません。一日も早く建設に向けて努力する必要があります。

よって、請願者の皆さんの意に沿うことはできませんが、ご理解を賜りますようお願いをして、新政会を代表して本請願第7号に対し不採択の討論といたします。

以上です。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.107 ○6番(山盛左千江議員)

この請願に賛成の立場で討論をいたします。

そもそも、この請願の趣旨は、7候補地のメリット、デメリットを再検討し、説明責任を果たして、市民の理解が得られる用地選定へ努力されるよう、議会のお力添えをいただきたくお願いいたしますというものであります。

要するに、ここの場所に、どうして大蔵池に決めたのかという説明が十分でないということ。それから、住民が説明会を何度も求めたけれども、半年も先であったこと。その説明会の中で約束が守られなかったこと。そういったいろいろな問題があったから、こういった請願が出てきたのであります。

内容について少し触れさせていただきます。

まず、選定の手順ですけれども、豊明市は堆肥センターをつくるときに、まずその場所を決めるのに、近隣の住民や区の役員さん、町内会長さんたちに、その土地の選定をお任せしました。住民が納得する場所を選び、交渉にも住民が積極的に参加することで、場所が設定されたというふう聞いております。

そしてその後、もちろん環境アセスメント、近隣に影響する臭いや音、環境への影響などを調査した上で、それを踏まえて住民説明会をし、納得を得た上で建設が進められていきました。

それから、介護保険の施設についても、市の施設ではないけれども、医療機関や介護業者の説明会に参加をし、覚書を結ぶための協力をするなど、さまざまに時間を割いて、住民の理解を得るために努力をまいりました。

そして、市が道路をつくるときには、道路用地の計画を立てるとき、用地の取得については、計画を決定する前に利害関係者に、その理解を得るための努力をするということも聞きました。計画をつくる前に行わないと、後からいろいろなトラブルが起きては、工事が進まないという、そういう市の考えがあるからです。

そういったことを考え合わせていくと、今回の南部消防署の場所の決定の仕方が、よかったのかどうか。もう答えは、皆さん同じだと思います。十分じゃなかったと、その答えしか出てこないと思います。

本来、市がやっている場所の選定の仕方と、今回の消防署は大きく違っていました。消防長の見解によりますと、本庁をつくるときには、近隣の住民の説明会もなかった。区の役員さんへの事前の打診もなかった。けれども何のトラブルもなく、スムーズな建設ができたからだというふうに伺いました。

しかし、あそこは田んぼの真ん中でありまして、住宅も周りには少ない。今回のところとは全然立地条件が違うわけです。そういったことへの配慮がされてなかったということは、明らかに消防署の方の手落ちだというふうにしか言いようがありません。

ましてや、そこは鉄塔があり、出入りには大変視界を遮るというようなこともあります。池を埋め立てたところという地盤も悪いので、芳しくないような土地でもあります。

また、子どもたちが通学路として、そこを150人もの子どもたちが朝な夕な、通っております。

選び方、最初の問題、住民に相談をしなかった。そして、さまざまな調査もないままに市が決定をしてしまった。そして説明会においては、住民が再三お願いしても、半年も先しか説明会が開かれなかった。このことに住民が不満や不安を感じるのは当たり前のことだとは思いませんか。

別に、南部消防署の建設に反対しているわけではないんです。何度も何度も、そのことは請願者が言いました。私も聞きました。今、矢野議員が南部消防署を早くつくらないと、つくれなくなってしまうんだ。2万何千もの住民が望んでいることなんだと力説されましたけれども、請願者の願意はそういうことじゃないんです。

決めるまでに、なぜ十分な説明責任を果たしてくれなかったのか。なぜ本当にここは適地だったのか。そのことへの理解を得るような努力をしてなかったことに対して、議会に後押ししてくださいというお願いなんです。

そのことを本当に議員を含めて皆さん、理解をしたでしょうか。今の討論からいうと、そのようではないというふうにししか考えられません。

ましてや、そこで法の解釈において、土地収用法で公共施設は建つけられども、消防署は範囲外だというふういきちっと答弁をしているわけですよ。そのことについて修正をさせるというお約束をいただいたので、安心して待っておりましたが、残念ながらその実現もなく、委員長報告の中でもそのことについて明確に説明がいただけませんでした。

その場所が適地なのかどうなのか、7カ所の選定の大きく影響してくる部分であります。生産緑地でも消防署が建つのか、建たないのか。そのことの答弁が誤ったままで、委員会が再度開かれ、その説明がなく、こうして採決に及んでいることには、議会にも責任があるというふうに私は感じております。

誤った理解のままで、最終的に判断を下してしまって、それでなくても行政に説明責任の不十分さを感じている住民が、またその思いを議会にも向けることになるのではないかと、大変心配しています。

議会にはさまざまな問題がありまして、今、市民の信頼回復というのが、一番求められているこのときに、こういった結論を出したことには、本当に残念でなりません。

もう一度申し上げますが、住民が求めているのは、行政に対する説明責任であります。

住民の願意を十分酌んだ上で、住民の同意のもとで公共施設を建てるのが、これからの行政のあり方だというふうに願って請願をしています。行政が総合的に判断し、決定し、それに住民が従うという時代ではありません。

ましてや、先ほど申し上げましたように、ほかの施設については、行政はそういった手順ではなく、住民の理解を得る努力をした上で、建設に臨むということをしています。この進め方がいかに間違っていたのか、十分皆さん考えていただいて、住民が何を期待しているのか。行政に対して、議会に対して、どうあってほしいと願っているのか、そのことをご理

解した上で、最後の判断をしていただきたいと思います。

メリット、デメリットを決めるのは行政ではなく、議会でもなく、そこに住む住民だということ
を、ぜひ理解していただきたいと思います。

遠く離れたところに住む市民や議員が、そこに住む人たちのメリット、デメリット、感じ方を
どうこう言うのは、いかがなものかというふうに思います。

皆さんの賛同を求めて、討論といたします。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、松山廣見議員。

No.109 ○15番(松山廣見議員)

議長のご指名がありましたので、公明党市議団を代表して、請願第7号 消防署南部出張所の建設予定地の見直しを求める請願について、不採択の立場で討論をいたします。

請願の方々の思いには、建設後の住環境の変化に不安を募らせているものと推察いたします。請願者が消防署に出向き、直接要望されたこと等を遵守されるよう当局に申し添えます。

私も南部に住む一人ではありますが、南部地区は公共施設も少なく、救急や火災の際、どうしても時間がかかります。地震なども含め、万一の場合に不安を持っている方が非常に多いと思っております。

消防の南部出張所は南部地域に住む者にとって、大きな期待であり、私も推進した一人
であります。今、この計画が見直しとなれば、数年遅れてしまいますし、消防の広域化とい
う問題も絡んで、非常に難しい状況になることが想定されます。

よって、この事業については計画どおり進めていただき、一日も早くオープンすることが、
南部市民のためであると考えますので、この請願には賛同いたしかねますが、消防署に
おいては、さらに住民の方が心配しておられる安全については、最大限の努力をされるよ
う要望して、不採択の討論とします。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.111 ○13番(前山美恵子議員)

請願第7号 消防署南部出張所の建設予定地の見直しを求める請願に、不採択の立場
で討論をいたします。

現在、消防組織法改正によって行われようとしている広域化に我が党は反対の立場を、
まずもって、ここに申し上げておきます。

広域化のねらいが、職員削減、経費節減であることが浮き彫りになっているからであり、住民の命と財産を守る消防は、より身近にあるべきと考えるからであります。

このことから言いますと、南部出張所についても、要請があつてから6分以内に到着することが、住民の命を救う最低の基準であることから、南部地域から一刻も早く消防署をつくってほしいとの強い要望があつたのも、当然と考えます。このことから今回、建設場所が決められました。

今回の請願で幾つかの項目が、住民の方々から寄せられました。また、住民の方々からの請願の趣旨が、意見陳述でも申されましたように、近隣住民への対応が悪いからとのことであります。このことから明らかなように、これらのことが消防署と住民が十分話し合いを持って解決をしていただくことが、最良の方法であると考えられます。

ただ、私は児童の登下校について、大変気にかかることでもありましたので、現地で調査をさせていただきました。登下校に関しては、ここの歩道で登下校する児童は約150人いらっしゃいますが、建設予定地側の歩道の方を通るのは3分団、32人でありました。このことから、私は大変少ない方なのでほっとしているのですが、このことは出勤時に消防署の方で十分配慮をしていただければ、カバーできるのではないかと考える次第であります。

とにかく、今回の消防署について、消防の南部出張所について、消防署の方については十分、住民の方と話し合いをしていただき、解決をしていただくようお願いをいたしまして、この請願については、残念ながら不採択の立場といたします。

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第7号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、請願第7号についてお諮りいたします。

請願第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.113 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、請願第7号は不採択と決しました。

以上で日程3を終わります。

日程4、意見書案第6号及び意見書案第7号を一括議題といたします。

初めに、意見書案第6号について提案者より提案理由の説明を求めます。

平野敬祐議員、登壇にて説明を願います。

No.114 ○16番(平野敬祐議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第6号の提案説明を行います。

朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

地方法人二税の見直しに関する意見書

現在、国は地方間の税源の偏在是正の観点から、地方法人二税を見直し、都市部の税収を地方に振り向ける議論を進めている。

しかしながら、そもそも現在の地方財政の疲弊は、三位一体改革時に税源移譲とは無関係に行われた5.1兆円にも及ぶ地方交付税の大幅削減に起因するものであり、今回の地方法人二税の見直しは、地方の自主・自立の行財政運営を妨げ、地方分権に逆行する議論と言わざるを得ない。

また、今回の地方法人二税の見直しは、受益に応じて負担する地方税の原則をないがしろにするものであり、これまでに地方が行ってきた企業誘致による税源涵養努力を無にするものである。

よって、本市議会は国に対し、真の地方分権の実現に向けて、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が役割に応じた税財源を確保するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方法人二税の見直し以前に、大幅削減によって財源保障・財源調整機能が低下している地方交付税の復元・充実を図ること。
- 2 地方交付税の特別枠など地域間格差への対応は、不交付団体の超過財源ではなく、国の責任と財源において行うこと。
- 3 第2期地方分権改革の進展に併せて、地方の自主性と自立性を高める権限移譲を行うとともに、地方税の原則を踏まえた国から地方への税源移譲を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月20日

提出先 内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

経済財政政策担当大臣 殿

以上であります。

議員全員の賛同をお願いして、説明を終わります。

No.115 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、意見書案第7号について提案者より提案理由の説明を求めます。
平野龍司議員、登壇にて説明をお願いします。

No.116 ○8番(平野龍司議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第7号の提案説明を行います。
同じく朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

都市再生機構住宅居住者の居住の安定に関する意見書

本市には、昭和40年代に完成した豊明団地(賃貸住宅2,126戸、分譲住宅190戸)を始めとして、豊明栄団地(賃貸住宅119戸)、パルネス前後(賃貸住宅90戸)の3つの独立行政法人都市再生機構(以下「都市再生機構」という。)が管理する住宅が所在しており、そこには多くの市民が居住している。

平成15年、日本住宅公団の後進である都市基盤整備公団から都市再生機構へ移行の際に、衆参両院の国土交通委員会において「居住者との信頼関係を尊重し、居住者の居住の安定を図ること」等を盛り込んだ都市再生機構法案に対する附帯決議が全会一致でなされているところである。にもかかわらず、平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3カ年計画」では、都市再生機構の賃貸住宅のうち、公営住宅階層の居住者が大半を占めているものについては都市再生機構の業務から切り離すこと、77万戸の賃貸住宅について今後の削減目標を明確にすること等、居住者の居住の安定を脅かす提案が盛り込まれている。

昨今の都市再生機構を取り巻く情勢が、附帯決議と逆行するような方向に進んでいることはまことに憂慮すべきである。

よって、本市議会は国に対し、衆参両院の国土交通委員会の附帯決議事項を遵守し、居住者の居住の安定確保の実現に努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月20日

提出先 内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
行政改革担当大臣 殿

以上であります。

議員全員の賛同をお願いして、説明を終わります。

No.117 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦勞さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま、議題となっております案件は、いずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第6号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.119 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第7号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.121 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

No.122 ○市長(相羽英勝君)

議長のご指名をいただきましたので、19年度第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案をさせていただきました全案件とも可決・ご承認を賜りまして、まことにありがとうございます。

積極的なご提言をたくさんいただいておりますので、私の肝に銘じて、これからその実現に向けて検討をさせていただきたいという事項もたくさんございました。ありがとうございました。

さて、今年は統一地方選挙の年ということで、年初より知事選挙、あるいは県議会選挙、市議の皆さん、あるいは市長選挙に加えて、7月29日には参議院議員の選挙が行わ

れました。その選挙では、ご承知のとおり、与野党の逆転する結果となりました。

与党にとりましては現在、新テロ特措法案を始め年金問題、防衛省の汚職問題等、数々の課題が山積している中、ねじれた国会となっております。今後とも厳しい国会運営になることが予想されますので、予断を許さない状況にあると、こういうふうに思っております。

一方、所内におきましては本年7月、二村台地区を始めとする下水道使用料金の賦課漏れ案件が発生をいたしました。当局としては、直ちにその事態の調査を行い、その対象者の抜き出しと原因の究明に取りかからさせていただきました。その調査結果を踏まえ、現在、遡及と再発防止策について、最後の詰めの段階となっております。

この件につきまして、市民の皆様を始め、議員の各位にも多大なご迷惑、ご心配をかけました。この場をかりて心よりおわびと謝罪を申し上げます。

さて、小職におきましては、この5月から市長に就任をさせていただきました。不慣れな議会対応となりましたけれども、幸い、議員の皆さんのご理解、ご協力によりまして、本日を迎えさせていただくことができました。改めて厚く御礼を申し上げます。

終わりとなりますけれども、今年も残り10日余りとなりました。これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員の皆様方におかれましては、ますますご自愛の上、よいお年をお迎えくださいますよう祈念をいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

No.123 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

本年最後の定例会を閉会するに当たりまして、議員各位のご協力に心から感謝を申し上げます。

また、迎えます平成20年が、本市にとってよりよい年になりますように、あわせて皆様方のご多幸をご祈念申し上げます、平成19年豊明市議会第4回定例会を閉会といたします。

午後零時59分閉会

